

## 指定車両移動保管機関の行う事務

- 車両の移動先の選定・確保（法 5 1 条 8 ・ 9 項）
- 車両の移動の実施（法 5 1 条 8 項）
- 車両の保管の実施（法 5 1 条 9 項）
- 車両の盗難等の事故防止のための車輪止め装置の取付けその他の措置（法 5 1 条 9 項）
- 車両使用者に対する保管場所等及び引き取るべき旨の告知（法 5 1 条 1 0 項）
- 車両使用者を知ることができない場合の車両所有者に対する告知（法 5 1 条 1 1 項）
- 車両所有者を知ることができない場合の公示（法 5 1 条 1 2 項）
- 〔車両の型式、番号、駐車していた場所、保管日時、場所等を当該機関の事務所及び警察署において掲示及び閲覧、官報に掲載〕（令 1 5 ・ 1 6 条）
- 車両の返還（法 5 1 条 1 3 項）
- 〔使用者又は所有者であることの確認、受領証の発行〕（令 1 4 条の 7 ）
- 車両を返還できない場合の売却（法 5 1 条 1 4 項）
- 〔競争入札による売却、そのための公示又は指名、入札者がいない場合の随意契約、抵当権者への通知〕（令 1 6 条の 3 ・ 4 ）
- 売却の判断を行うに当たっての車両価額の評価（法 5 1 条 1 4 項）
- 〔専門的知識を有する者の意見の聴取等〕（令 1 6 条の 2 ）
- 車両売却代金の保管（法 5 1 条 1 4 項）
- 車両の買受人がない場合の廃棄（法 5 1 条 1 5 項）
- 売却代金の売却費用への充当（法 5 1 条 1 6 項）
- 車両の売却又は廃棄を行う場合の警察署長に対する承認申請（法 5 1 条の 3 第 1 1 項）
- 車両の移動、保管等に係る負担金の額の算定（法 5 1 の 3 第 6 項、都道府県公安委員会規則）
- 負担金の納付期限及び場所の通知（法 5 1 条 1 7 項）
- 負担金の納付の督促（法 5 1 条の 3 第 7 項）
- 負担金の納付に係る延滞金及び督促手数料の請求（法 5 1 条の 3 第 7 項）
- 負担金等が納付されない場合の警察署長に対する徴収の申請（法 5 1 条の 3 第 8 項）
- 負担金等の徴収手数料の都道府県に対する納付（法 5 1 条の 3 第 9 項）
- 車両移動保管事務に係る公安委員会に対する審査請求に関する弁明書の提出等（法 5 1 条の 3 第 1 4 項）
- 車両の売却、廃棄、都道府県への帰属の場合の道路運送車両法による登録の国土交通大臣等への囑託（法 5 1 条 2 0 項、令 1 6 条の 5 ）